

薩摩川内市危険ブロック塀等解体撤去促進事業 Q & A

	<p>Q 1 道路等で、その他市長が認めるものとは、どのようなものですか？</p> <p>A 第三者の方が、通行する可能性のある道路を示しています。 国、県、市道に限るものではありません。</p>
	<p>Q 2 ブロック塀の危険性は、どうやって判断するのですか？</p> <p>A 危険ブロック塀でないと対象となりません。 申請前に事前に相談いただき職員が現地調査（鉄筋の有無や傾き具合など）を行い、ブロック塀の診断カルテを基に判断します。 危険と判断されたら申請書を準備し、申請してください。</p>
	<p>Q 3 対象となる危険ブロック塀の高さの基準がありますか？</p> <p>A 危険なブロック塀であり、高さが1 m以上であるもの。また、擁壁などの上に積まれているものは、全体の高さが1 m以上で、かつ、ブロック部分が60 cm以上であるものです。 高さの計測位置は、道路等に面する部分の一番低い箇所です。一部が1 m以上であれば、その部分は対象となります。 ブロック塀の上に、フェンスなどを設置しているものについては、フェンス部分の高さは含みません。</p>
	<p>Q 3 道路等が、建築基準法第42条第2項に規定する道路である場合、同じ場所への造り替えはできますか？</p> <p>A できません。狭い道路で将来幅員が4 mとなるように定められた規定です。よって、道路の中心線から2 m（道路の反対側に川等がある場合、道路の反対側から4 m）セットバックして築造する必要があります。</p>
	<p>Q 4 古くなったブロック塀の造り替えもできますか？</p> <p>A 造り替えは可能です。造り替える際には、建築基準法及び(社)日本建築学会の基準に適合した塀としてください。また、補助対象となるのは撤去に要する費用のみです。</p>
	<p>Q 5 隣との間に、高いブロック塀がありますが対象になりますか？</p> <p>A 対象外です。危険なブロック塀等になっている場合は、お互いに協議し改善するよう努めてください。</p>
	<p>Q 6 ブロック塀の塗装やひび割れの補修は、補助対象になりますか？</p> <p>A 塗装工事やひび割れの補修は、対象外です。ひび割れがあるものは、老朽化がすすんでいる証拠とも言えますので、撤去を検討してください。</p>
	<p>Q 7 危険ブロック塀の撤去について、塀や基礎を全部撤去しなければなりませんか？</p> <p>A 倒壊により道を通行される方々への安全対策として行うものです。 危険ブロック塀を全て取り除くことが安全対策になります。 ただし別途掲載している補助対象工事例に該当する工事については補助の対象としますが、当該塀の危険度に応じ判断する必要がありますので事前に協議してください。</p>

	<p>Q 8 居住する住宅の敷地外にある危険ブロック塀は、対象となりますか？</p> <p>A 道路等に面しており、危険ブロック塀と判定されれば、補助の対象となります。</p>
	<p>Q 9 既存フェンスの撤去は、対象となりますか？</p> <p>A 危険ブロック塀（高さ1 m以上）の上にフェンスを設置しているものは対象となりますが、フェンス単独で自立しているものは対象外となります。</p>
	<p>Q 1 0 申請者はだれになりますか？</p> <p>A 当該危険ブロック塀の所有者となります。仮に危険ブロック塀が敷地の所有者と同じでない場合は、危険ブロック塀の所有者から承諾を得て、敷地の所有者が申請者となり施工することも可能です。この場合、所有者の委任状が必要です。</p>
	<p>Q 1 1 危険ブロック塀を造り替えて、延長を延ばしたいが対象になりますか？</p> <p>A 撤去するブロック塀の費用のみが対象で、新設は対象外です。</p>
	<p>Q 1 2 擁壁の上に土留めとしてブロック塀を使用しています。造り替えについて対象となりますか？</p> <p>A 危険ブロック部分が60 cm以上（擁壁とブロックで1 m以上）であれば、撤去する費用が対象となります。造り替えの部分は対象外となります。同様ブロック塀での土留めは行わず、鉄筋コンクリート造等としてください。</p>